

65歳以上の方の 介護保険料が変わります



⚠ 介護保険料は3年に1度見直しを行っています。

⚠ 第7期介護保険事業計画策定において介護保険料を改定することとなりました。



これまで (2015年度～2017年度)

これから (2018年度～2020年度)

保険料
(月額)

5,400円

1,900円 アップ



保険料
(月額)

7,300円

※この金額は基準額(月額)です。所得状況に応じて、9段階に分かれます。詳しくは裏面をご覧ください。

Q. 65歳以上の介護保険料(基準額)
はどのように決まるの?

A. 市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

必要な介護サービスの総費用

65歳以上の
方の負担分
23%

×

高森町に住む65歳以上の人口

÷

基準額
(年額)

Q. 保険料はなぜ高くなるの?

A. 以下の理由により高くなります。

- ① 高齢化の進展
- ② 要介護認定者(特に重中度)の増加
- ③ 65歳の方の負担割合22%から23%へ増加
- ④ 介護報酬の増加

等の理由によります。

※町民みなさまがいつまでも健康でいることが保険料上昇の抑制につながります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

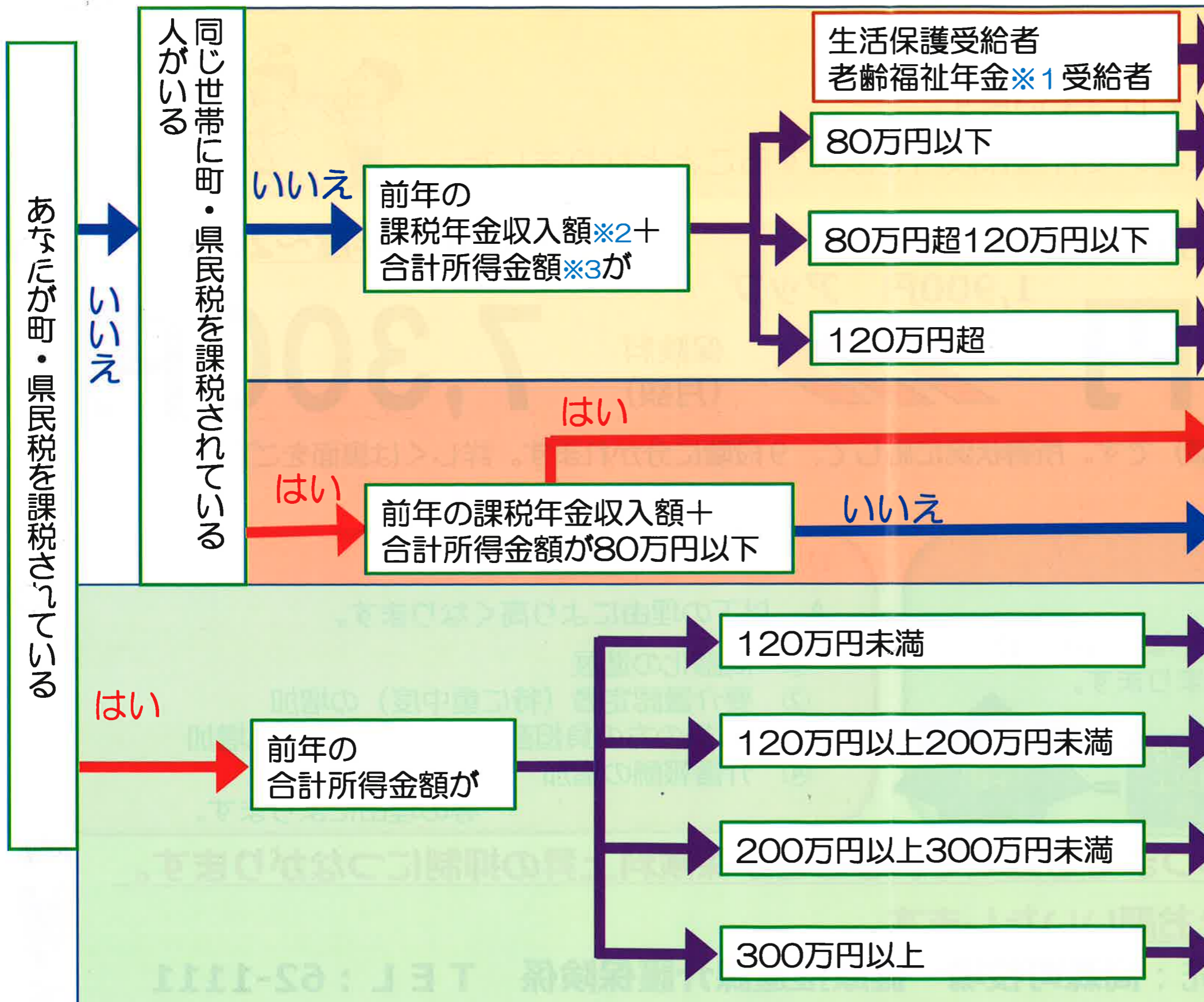
お問い合わせ先：高森町役場 健康推進課介護保険係 TEL：62-1111



あなたの介護保険料は？

- ※ 1 明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金。
- ※ 2 国民年金・厚生年金・共済年金等の年金収入金額です。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は課税対象ではないため、含まれません。
- ※ 3 「収入金額」から「必要経費など」を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

所得段階	調整率	保険料	
		月額	年額
第1段階	基準額 ×0.45	3,285円	39,420円
第2段階	基準額 ×0.75	5,475円	65,700円
第3段階	基準額 ×0.75	5,475円	65,700円
第4段階	基準額 ×0.90	6,570円	78,840円
第5段階	基準額 ×1.00	7,300円	87,600円
第6段階	基準額 ×1.20	8,760円	105,120円
第7段階	基準額 ×1.30	9,490円	113,880円
第8段階	基準額 ×1.50	10,950円	131,400円
第9段階	基準額 ×1.70	12,410円	148,920円



あなたが町・県民税を課税されている